○国土交通省告示第二百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

川浦沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県西八代郡市川三郷町上野の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°33′32.4149″	138°31′00.9211″
2	35°33′33.0037″	138°31′01.3149″
3	35°33′33.4140″	138°31′02.0333″
4	35°33′32.6751″	138°31′03.2973″
5	35°33′31.9400″	138°31′03.2068″
6	35°33′31.0270″	138°31′02.4361″
7	35°33′30.9319″	138°31′02.0667″
8	35°33′31.8495″	138°31′00.9653″

○東北地方整備局告示第六号

平成十七年東北地方整備局告示第十五号及び令和二年東北地方整備局告示第百三十号一般国道四十七号道路管理用光ファイバ兼用工作物管理協定は令和八年三月三十一日をもって廃止する。

令和八年一月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

○関東地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	成田市高字外羽三〇三五番地先から同市名木字御霊台八九九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日	令和八年一月二十八日
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	成田市成井字寺ノ下向八九五番八五から同市吉岡字西ノ向一二一七番九七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局常総国道事務所
供用開始の期日	令和八年一月二十八日

○観光庁告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、グーリィー株式会社（登録研修機関第六十九号）から住所を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年一月二十七日

観光庁長官　村田　茂樹

一　住所の変更

変更前	千葉県千葉市若葉区小間子町一番地四百四十二
変更後	神奈川県茅ヶ崎市十間坂一丁目一番二十三号

二　変更の年月日　令和五年三月三十一日

○四国地方整備局告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道	三十二号　徳島県三好市池田町ウヱノ三一一〇番地一地先から高知県高知市介良地先まで
〃	百九十二号　徳島県三好市池田町ウヱノ三一一〇番地一地先から愛媛県西条市福武甲四五九番地一地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名	東京大学地震研究所　所長　古村　孝志
住所	東京都文京区弥生一丁目一番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　令和七年十二月十八日から本協定の存続する日まで

国会事項

衆議院

財務書類受領

一月二十三日内閣から次の財務書類を受領した。

特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による令和六年度特別会計財務書類

辞令

（議長秘書）衆議院参事　平川　大輔

（副議長秘書）同　佐藤　彰洋

願により本職を免ずる（各通）（一月二十三日）

参議院

特別委員長選任

一月二十三日次のとおり特別委員長を選任した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員長	下野　六太
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員長	横沢　高徳
政治改革に関する特別委員長	櫻井　充
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	福岡　資麿
政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員長	古川　俊治
デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長	松下　新平
消費者問題に関する特別委員長	松沢　成文
こども・子育て・若者活躍に関する特別委員長	舟山　康江

質問書提出

一月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ブータン王国に対する我が国の在外公館体制等に関する質問主意書（阪口直人提出）

カンボジアにおける日本人関与の特殊詐欺問題に関する質問主意書（阪口直人提出）

旧皇室典範以来の皇族の養子縁組禁止の立法趣旨に鑑みた旧宮家男系男子の養子受入れ案に関する質問主意書（たがや亮提出）

パレスチナ国家承認問題と「二国家解決」実現に向けた我が国の対応に関する質問主意書（たがや亮提出）

朝里川温泉スキー場で児童死亡事故を招いた昇降施設の「安全基準不在」問題に関する質問主意書（たがや亮提出）

黎智英氏への判決及び香港行政長官への金融制裁に関する質問主意書（松原仁提出）

海底ケーブルへの破壊工作に関する質問主意書（松原仁提出）

イランにおける深刻な人権弾圧に関する質問主意書（松原仁提出）

報告書受領

一月二十三日内閣から次の報告書を受領した。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告